

# 平成22年度離島対策事業協力評価報告書

＜平成23年7月25日実施＞

第三者委員会

|  |            |                        |                   |         |           |       |
|--|------------|------------------------|-------------------|---------|-----------|-------|
| No. 13   | 都道府県名：鹿児島県 | 協力の対象となる市町村名：三島村       |                   |         |           |       |
| 協力の対象となる地域：大隈諸島硫黄島地域(硫黄島)  |            | 世帯数：61世帯 ※             | 人口：114人 ※         |         |           |       |
| 事業実施期間：平成22年2月1日～平成23年1月31日  |            | 海上輸送を行う者：三島村が実施        |                   |         |           |       |
| トラック(2t)1台の輸送平均台数：3台   |            | 年間の輸送回数：1回(トラック(2t)1回) |                   |         |           |       |
| 海上輸送の方法：特定家庭用機器廃棄物を積載したトラックを船舶に積み込み輸送する  |            |                        |                   |         |           |       |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自主事業/離島集計方式</p> <pre> graph LR     A[消費者] --&gt; B(小売業者)     B --&gt; C[中間集積所]     C --&gt; D[搬出港&lt;br/&gt;(硫黄島港)]     D -- 海上輸送 --&gt; E[受入港&lt;br/&gt;(鹿児島港)]     E --&gt; F[指定引取場所名&lt;br/&gt;(荒川商店)]                     </pre> <p>(総輸送距離:119km、総輸送時間:4.08 hr )</p> <p>輸送距離:中間集積所→搬出港(1km) 搬出港→受入港(108km) 受入港→指定引取場所(10 km)<br/>                     輸送時間:中間集積所→搬出港(0.08hr) 搬出港→受入港(3.5 hr) 受入港→指定引取場所(0.5 hr)</p> </div> |            |                        |                   |         |           |       |
|  | エアコン       | ブラウン管式<br>テレビ          | 液晶式及び<br>プラズマ式テレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機・衣類乾燥機 | 合計    |
| 事業実施期間中の<br>輸送量(台)   |            | 3                      |                   |         |           | 3     |
| 交付した助成金額(円)  |            | 1,920                  |                   |         |           | 1,920 |

※：世帯数及び人口は、平成22年国勢調査速報値

参考：協力の対象となる市町村が離島対策事業を実施した協力年度 平成21年・平成22年

## I. 輸送の効率化(少頻度多量輸送)の評価

年間輸送回数はトラック(2t)で1回、トラック(2t)1台で3台(竹島及び黒島分あわせて16台)を輸送した。覚書で求められた「ただし、最低限年間1回は中間集積所から指定引取場所までの特定家庭用機器廃棄物の輸送を行うこと。」を実施していると認められる。

## II. その他 市町村の責務の遂行状況の評価(推奨すべき点を含む)

- ① 海上輸送費用は三島村が全額負担している。
- ② 硫黄島から排出量の全てが本事業の対象となっているものと認められる。
- ③ 三島村の責務(Ⅰ.及びⅡ.①、②に掲げるものを除く。)は適切に遂行されているものと認められる。